

【EU】テロとの闘いに関する指令案—外国人戦闘員問題等への対応—

海外立法情報課 島村 智子

* 欧州委員会は、2015 年 12 月 2 日、テロ犯罪とその処罰について定めた 2002 年の枠組決定に代わる指令案を公表した。テロを目的とする渡航やテロの訓練を受けること等を新たに犯罪として規定し、加盟国に必要な措置を義務付ける内容となっている。

1 背景と経緯

EU では、米国同時多発テロ事件（2001 年 9 月 11 日）後の 2002 年 6 月に制定した「テロとの闘いに関する枠組決定」（2002/475/JHA）により、テロ犯罪の包括的な定義を行い、該当するテロ行為を各国の刑事法において処罰するべく、国内法上の対応措置をとるよう義務付けた。このうち一部の犯罪については、具体的な刑罰の程度（有期懲役の期間）も定められた。また、テロ行為の実行だけでなく、テロ組織の指揮・参加やテロの扇動等についても刑罰化を義務付けるなど、その予防も規制の目的となった。この枠組決定における定義を基礎に、警察司法協力やテロ資金供与防止等、広範な分野を対象とする EU の国際テロ規制が整備・実施されてきた。

今回提出された「テロとの闘いに関する指令案」（COM(2015)625final）（注 1）は、この枠組決定を置き換えるものとして作成された法案である。欧州委員会は、「治安に関する欧州の行動計画（COM(2015)185final）」（2015 年 4 月 28 日）において、EU 地域における治安上の脅威に対処するため 2015 年から 2020 年までに取り組む政策や法案をまとめたが、今回の指令案は、この計画の中で予告していた法整備のうちの一つである。

2 趣旨

指令案では、外国人戦闘員問題の深刻化を背景に、テロを目的とした渡航等を犯罪行為として新たに規定する。これは国連安全保障理事会が、対テロ対策として 2014 年 9 月 24 日に採択した決議第 2178 号を、EU の法的枠組において実施しようとするものである。EU 地域からシリア等に渡航した外国人戦闘員は推定約 4,000 人に上り、そのうち 3 割が既に帰国したとみられるというデータもある（注 2）。急増する渡航者及び帰国者が EU の治安上の深刻な脅威であると認識されており、域内で共通の基準を持つことで、捜査協力や情報交換を促進し、テロの予防につなげることを目指している。このほか、テロ被害者支援に関する条項に具体的な方策を盛り込み、域内のどの国に住んでいても短期・長期的な支援が受けられるよう整備を行う。指令案は 2016 年 4 月 18 日現在、欧州議会及び EU 理事会において審議が行われている。

3 内容

指令案は全 6 章 27 か条から成り、構成は表のとおりである。以下では、今回の指令案で新たに盛り込まれた主なポイントを紹介する。

(1) テロを目的とした渡航（第9・10条）

①テロ犯罪の実行若しくはそれに貢献すること、②テロ組織の活動に参加すること、又は③テロの訓練を提供すること若しくは受けることを目的として他国に渡航することを刑事犯罪として処罰しうよう、加盟国は必要な措置をとる。また、このような渡航を組織化・援助することについても同様に処罰しうよう、加盟国は必要な措置をとる。

(2) テロの訓練（第8条）

テロを目的とした訓練を提供することについては従来の枠組決定においても犯罪と規定されていたが、加えて、そのような訓練を受けることについても犯罪として処罰しうよう、加盟国は必要な措置をとる。

(3) 資金供与（第11条）

指令案においてテロ犯罪又はテロに関連する犯罪として挙げられている行為の実行に一部でも使用されることを目的として（又は使用されると知りながら）、直接・間接を問わずいかなる手段によっても、資金を収集又は提供することについて、刑事犯罪として処罰しうよう、加盟国は必要な措置をとる。

(4) テロ被害者への支援（第22・23条）

テロの被害者が、カウンセリングなどの心理面におけるサポートや、法律面、実務面及び金銭面における助言・情報の提供を受けられるよう、加盟国が整備する。このような支援は、すべてのテロ被害者が秘密かつ無料で容易に受けられ、また、テロ発生直後から個々の被害者にとって必要な期間行われる。被害者が EU 域内の他の国に居住する者であっても、被害者の権利や利用可能な支援・補償制度に関する情報を入手し、支援を受けられるよう、加盟国は所管官庁間で協力する。

(表) 指令案の構成

章	条	条文のタイトル
1	1	目的
	2	定義
2	3	テロ犯罪
	4	テロ組織に関連する犯罪
3	5	テロ犯罪を行わせる公然の挑発
	6	テロへの勧誘
	7	テロの訓練の提供
	8	テロの訓練を受けること
	9	テロのための海外渡航
	10	テロのための海外渡航の組織又は援助
	11	テロ資金供与
	12	テロ行為を行うための加重窃盗
	13	テロ行為を行うための恐喝
	14	テロ行為を行うための偽造行政文書作成
4	15	テロ犯罪との関連性
	16	ほう助又は教唆、扇動及び未遂
	17	自然人に対する罰則
	18	軽減事由
	19	法人の責任
	20	法人に対する罰則
	21	裁判権及び訴追
5	22	テロ被害者の保護及び支援
	23	他の加盟国に居住するテロ被害者の権利
6	24	テロとの闘いに関する枠組決定 2002/475/JHA の置換え
	25	転換（注3）
	26	報告
	27	施行

（出典）筆者作成。

注（インターネット情報は2016年4月18日現在である。）

(1) Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on combating terrorism and replacing Council Framework Decision 2002/475/JHA on combating terrorism.

<<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015PC0625&rid=3>>

(2) Van Ginkel, B., and E. Entenmann (Eds.), “The Foreign Fighters Phenomenon in the European Union. Profiles, Threats & Policies”, The International Centre for Counter-Terrorism – The Hague 7, no. 2 (2016).

<<http://dx.doi.org/10.19165/2016.1.02>>

(3) 原文は Transposition。指令の内容に沿うよう、加盟国が国内法を整備すること等が規定されている。